

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第73号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(以下「省令」という。)」を「, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(以下「省令」という。)及び京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例」に改め, 「「法」という。)」の右に「及び同条例」を加える。

第8条を第12条とし, 同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか, 法の施行に関し必要な事項は, 所轄局長が定める。

第7条中「精神病院」を「精神科病院」に改め, 同条を第11条とする。

第6条を第10条とし, 第2条から第5条までを4条ずつ繰り下げ, 第1条の次に次の4条を加える。

(審議会の部会)

第2条 京都市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)は, 専門の事項を調査し, 及び審議させるため必要があると認めるときは, 部会を

置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員4人以上をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(審議会の庶務)

第4条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(審議会に関する補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第1号様式中「第4条関係」を「第8条関係」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第9条関係」に改める。

第3号様式中「第6条関係」を「第10条関係」に改める。

第4号様式中「第8条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の施行の日から施行する。ただし、第7条中「精神病院」を「精神科病院」に改める改正規定は、平成18年12月23日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市精神保健福祉審議会条例施行規則は、廃止する。

(こころの健康増進センター)